

## 納税相談・収納業務の時間延長

◆日時 1月28日(木)・1月29日(金)  
午後5時～午後7時

◆場所 三戸町役場1階 税務課

2月1日(月)は国民健康保険税7期の納期限です。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な時は、納税の猶予などの制度がありますのでお早めにご相談ください。

## 便利な振替納税をしましょう

町税は口座振替（通帳自動引落し）ができます。ご希望の人は役場税務課、または各金融機関窓口へお問い合わせください。（通帳とお届けの印鑑が必要です）

※ 今年度は、約1,270人が町税を通帳自動引き落としで納めています。（令和2年10月末）

## 口座振替で町税をお納めの皆さまへ

省資源化の推進および経費削減のため、町税口座振替済通知書の送付を廃止しております。

### ◆口座振替の結果はどう確認するの？

各税の納期限日に自動引落としされますので、預貯金通帳にてご確認ください。なお、残高不足などにより引落せなかった場合は、「口座振替不能通知書」が届きますので、同封の納付書でお納めください。

### ◆軽自動車税の口座振替について

軽自動車税につきましては、車検（継続検査）に必要な納税証明書を6月にご自宅へ郵送します。

### ◆確定申告で国民健康保険税額を記入する場合は？

通帳をご確認のうえ、令和2年1月から12月の国民健康保険税の納税額を社会保険料控除額として記入してください。

昨年中の国保税納付額が不明な際は、税務課へお電話いただければご自宅へ「納付確認書」（令和2年中の国保税納税額がわかる書類）を無料で郵送します。納税者ご本人が税務課窓口で申請し、受け取ることができます。 ※ 印鑑のほか、運転免許証または保険証など本人確認できるものが必要です。

## 固定資産税（償却資産）申告書の提出について

法人や個人で事業を行っている人は、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況について申告が必要です。期日までに提出して下さるようお願いいたします。

◆提出期限 2月1日(月)まで ◆提出先 三戸町役場 税務課

※ 償却資産とは事業用に使用する構築物や機械、器具、設備などのことです。土地や家屋、自動車税や軽自動車税の対象となる車両などは除きます。

【具体例】小売業の自動販売機、看板、レジスター、飲食店の厨房設備、製造業の製造設備、コピー機、太陽光発電設備など

※ 償却資産の増加・減少がない人も申告が必要です。

※ 新たに申告が必要となる人で、申告書をお持ちでない人は税務課までお問い合わせいただくか、町ホームページでご確認ください。

## 新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度固定資産税の軽減措置について

事業収入が減少した中小事業者等の税負担軽減のため、令和3年度課税分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税を軽減します。

### ◆軽減割合

令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて減少している場合、以下のとおり軽減します。

30%以上50%未満減少している人	2分の1
50%以上減少している人	全額

◆提出期限 2月1日(月)まで ◆提出先 三戸町役場 税務課

※ 土地および非事業用家屋は対象となりません。

※ 事前に認定経営革新等支援機関など（税理士、公認会計士、商工会および農協など）で提出書類の確認を受け、確認印が押された申告書を提出してください。

※ 申告書をお持ちでない人は、税務課までお問い合わせいただくか、町ホームページでご確認ください。

お気軽に  
ご相談ください

